

- 1 募集期間 令和8年3月11日(水)から令和8年4月19日(日)まで
- 2 提出件数 5人、21件
- 3 提出方法 意見募集専用フォーム5人、Eメール0人、郵送0人、FAX0人、持参0人
- 4 意見の取扱い

区分	区分の説明	件数
原案に盛り込み済み	ご意見の内容は原案に盛り込んでいます	3件
原案を修正	いただいたご意見を踏まえ原案を修正します	0件
原案のとおり	いただいたご意見の対応が困難、市の考え方と方向性が合致しない、原案の内容と直接関係のないご意見・感想(上記に該当しない)	18件

5 意見及び市の考え方

連番	該当箇所	頁	市民からの意見(全文)	市の考え方
1	1 基本計画 策定の背景 と目的	P.1	<p>「令和5(2023)年、本市から神戸市へ環境施策の連携協議について依頼し、ごみ処理施設の広域連携の検討を進めた結果、令和7(2025)年3月、両市間で可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しました。よって、本市の可燃ごみは、現ごみ焼却施設内に整備する中継施設で積み替え、神戸市のクリーンセンター(主に港島クリーンセンター)へ搬送し、処理を行うこととなりました。」</p> <p>経緯を存じ上げなくて恐縮ですが、話が飛びすぎではないかと感じました。</p> <p>温室効果ガス実質ゼロを目指した施策の推進が、なぜ、神戸市への依頼に繋がるのか分かりませんでした。むしろ、南海トラフ地震の懸念もある中、焼却炉が減ることは市民のリスク増ではないでしょうか？</p> <p>また、以前に水銀の混入で焼却炉がストップしたことがありましたが、神戸市で同様のことが起こったらどうするのでしょうか？</p> <p>神戸市への輸送にかかる輸送を考えただけでも全く温室効果ガス削減に資する計画とは思えません。</p> <p>計画自体の見直しをお願いしたいです。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>温室効果ガス削減に関しては、神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設でごみ焼却による発電を行うと、本市単独で焼却施設を建設しごみ焼却の発電を行う場合と比較し、約2倍のCO2フリー電力を外部へ供給することが可能となり、電力需要を抑制し、他の発電を抑制することから、大型車両によるごみ運搬に伴い排出される温室効果ガスを考慮しても、環境面において大きな効果があります。</p> <p>地震等発災時におけるごみ処理については、国・県を通じ他の自治体と連携し広域処理することとなります。本市では民間企業とも災害廃棄物の処理に関する協定を締結していますので、本市独自でも処理できる体制を整えています</p>

				<p>が、神戸市との広域処理を開始後も、より安定したごみ処理体制を構築してまいります。</p> <p>水銀混入に限らず、港島クリーンセンターが稼働停止となった場合、当クリーンセンター以外の神戸市所有の焼却施設で処理することは可能です。</p>
2	2 施設整備基本方針	P. 2	<p>施設整備基本方針、目標1に「広域処理(可燃ごみ)による熱エネルギーの効率的利用」とあるが、今回計画の施設で熱エネルギーが出るわけではないと思うが、これは何を指しているのか？</p> <p>神戸市の施設でのごみ処理によるものであれば、掲げなくてもよいのではないか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設においてごみ焼却による発電を行うことを、目標1の広域処理による熱エネルギーの効率的利用と位置付けています。</p>
3	2 施設整備基本方針	P. 2	<p>施設整備基本方針、目標2 循環型社会の形成は、地球の現状から喫緊の課題と思うし、精力的に取り組んでいかなくてはならないと思う。</p> <p>単なるごみを処理する施設ではないというのであれば、今、大問題となっている原油・ナフサ不足にかわり石油由来からの脱却、石油製品に頼らなくてもいい生活ができるように行政としても取り組み、国や企業に対し提案、要請を行っていくべきではないだろうか。</p> <p>この計画の本趣旨とは違うと思うが。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>目標2の方向性で示しており、循環的利用(再使用、再生利用)に資する施設となるよう整備を図っていきます。</p>
4	2 施設整備基本方針	P. 2	<p>施設整備基本方針、目標2 「緑化推進」とあるが、持続可能、地球環境の向上などをコンセプトにする施設であれば、“芝生を植えて緑があります”程度のものでなく、施設全体が緑の木々に覆われているような、樹冠被覆率の高い施設にしていきたい。芝生の緑で緑化率が向上しましたというくらいでは、市民の意識を変えていくインパクトにはならないと思う。</p> <p>「環境学習の拠点」(P.63)であるならなおさらである。</p>	<p>【原案に盛り込み済み】</p> <p>目標2の緑化推進については、整備用地内の未利用地を活用し、市民が利用可能な空間整備(例:芝生広場等)や植栽による緑化を検討することとしています。</p>

5	2 施設整備 基本方針	P. 2	<p>施設整備基本方針、目標2</p> <p>「・単なるごみを処理する施設ではなく、持続可能な社会の実現や地域貢献が図られる施設とします。</p> <p>・社会情勢の変化に対し、柔軟に対応可能な施設とします。</p> <p>・緑化推進により、施設内のカーボンニュートラルに資する施設とします。」</p> <p>漠然としすぎていてよく分かりませんでした。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>施設整備基本方針に掲げた目標を実現するため、具体的な整備内容を検討し、今後、施設整備事業の発注に必要となる要求水準書の作成を予定しています。</p>
6	3-1-1(1) 整備位置	P. 3	<p>図面の文字が良く見えませんが、焼却炉全体をなくすということなのでしょうか？</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>焼却炉の運転は停止しますが、焼却施設内のごみピットを活用して中継施設を整備するため、建物・設備は、現在の状態で残ります。</p>
7	3-3 計画処理量 3-4 計画ごみ質 3-5 施設規模	P. 10～P. 11 P. 12～P. 13 P. 18～P. 25	<p>ここからが「狭い意味」での本件に対する意見だ。</p> <p>「将来的なごみの適正・安定処理継続のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要」と言う。一般論として「その通り」だろう。</p> <p>③プラスチックの分別収集については、本計画案でも具体化されていない。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>プラスチックの分別収集については、現在、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っているところであり、分別・収集・運搬・処分のそれぞれの過程における効率的・効果的な方法の検討を進めているところです。</p> <p>なお、本計画では該当箇所項目において、プラスチック使用製品廃棄物の処理・保管対象量等の算定を行っています。</p>
8	3-4 計画ごみ質	P. 12～P. 13	<p>内容がよく分からなかったのですが、プラゴミを分別するようになる、ということなのでしょうか？</p>	<p>【原案に盛り込み済み】</p> <p>プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を行い、資源化する場合のごみ質を算定した結果を記載しています。</p>

9	4-2-2 耐震性能	P. 36～P. 39	<p>ここから「狭い意味」での本件に対する意見だ。</p> <p>「将来的なごみの適正・安定処理継続のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要」と言う。一般論として「その通り」だろう。</p> <p>②いずれ必至の東南海トラフ大地震などにどう備えるのか？も、重要な課題だ。</p>	<p>【原案に盛り込み済み】</p> <p>資源化施設及び計量棟については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」にもとづき、構造体・建築非構造部材・建築設備毎に耐震安全性の目標を設定、設備機器については、「建築設備耐震設計・施工指針」にもとづき、耐震クラス区分を設定し、耐震性能を確保することとしています。</p> <p>なお、中継施設として運用を継続する現ごみ焼却施設は平成8年2月の供用開始であり、昭和56年施行の新耐震基準以降に建設しているため、新たな耐震補強等は不要とします。</p>
10	6-5-6 事業方式の 検討結果	P. 79～P. 80	<p>定性評価</p> <p>・公設公営方式 運営者の意向を設計に反映 ×</p> <p>公営なのだから運営者というのは公ではないのか？設計業者が民間であれば、発注するときに運営の視点・内容をしっかりと伝えればいいのではないのか？他の方式でも同じ人が運営と設計をやるわけではないのだから×にする理由がこれではわからない。</p> <p>・公設公営方式 事務手続き上の負担軽減 △</p> <p>発注事務手続きが格段に多くなるというのは、市役所の仕事が多くなるということか？仕事が増えるのが大変だから、民間任せの方がいいんだというように読めてしまう。そこを評価の対象にするのだろうか？</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>公設公営方式においても、運営者の意向を設計に反映させることが出来るものの、他の方式の方が、民間の技術や数多い運営の経験を設計・建設に反映させることが出来ます。そのため、公設公営方式の優位性が低くなります。</p> <p>一般廃棄物処理施設を運営するためには、維持管理と運営管理に係る業務を発注する必要があり、これら発注に伴う事務手続きが相当量となるため、負担軽減を評価項目として掲げています。</p>
11	8-1-2 概算整備事業費及び概算維持管理費	P. 86	<p>これは、旧施設を建て替える場合と比較して高いのか安いのか判断が付きません。</p> <p>建替えは検討すらされなかったということでしょうか？</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>広域処理に伴い神戸市への処理委託料やごみ運搬費等が生じますが、本市単独で焼却施設を建設した場合と比較し、財政効果として40%の支出抑制を見込んでいます。</p>

12	1検討委員会 の開催経過 ・委員名簿	P. 88～P. 90	<p>芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会 委員名簿。</p> <p>自治会の方の名前が入っていますが、回覧板などではこの計画を見た覚えがありません。本来は住民投票などを行うべき大きな問題ではないでしょうか？</p> <p>また、ゴミ出しを行うのは見る限り女性が多いと思いますが、女性と思われる名前の委員が1人しかおられません。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>本計画について、住民投票は実施していませんが、市民意見募集を実施し、計画を広く周知しております。</p> <p>また、基本計画検討委員会の委員について、専門家及び市職員以外は、各自治会団体および公募の市民委員で構成されています。各自治会団体から選任された委員は、本市から自治会の団体に対し就任依頼を行い、人選を行っていただいています。</p> <p>結果として女性は一人でしたが、本市としては「附属機関等」への女性委員の積極的な登用に努めてきています。</p>
13	その他		<p>まずは「市民意見募集」のあり方について。</p> <p>いざ応募しようと思って市役所のホームページを開いても、「そのページ」にたどりつくことが大変だ。</p> <p>「まずは『協働のプラットフォーム』から入る」ことが、すぐには思いつかないだろう。本当に「芦屋市の主人公」たる市民に大いに意見（知恵）を求める気があるなら、もっとすぐにアクセスできるような改善を求めたい。</p> <p>また、今までも機会あるごとに要望してきて、時には実行もされたが、「パブリックコメント募集」にあたっての説明会を開くようなこともするべきだ。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>市民意見募集に関する市ホームページへのアクセスについては、トップページのバナーを活用するなど改善を図り、より多くの方からご意見をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>本計画のパブリックコメント募集において、説明会を実施しませんでしたでしたが、今後の環境処理センター施設の設計・工事を進めていく中で、必要に応じ検討してまいります。</p>
14	その他		<p>ついで、本件の場合、すでに神戸市との協定を結んでしまっているのだが、「それ自体に異議あり」ということを、あらためて表明しておく。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>神戸市との広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものであるとともに、施設整備費及び維持管理費の支出抑制により本市財政に効果をもたらすものであるため、ご理解をいただきたいと考えます。</p>

15	その他		<p>ここからが「狭い意味」での本件に対する意見だ。</p> <p>「将来的なごみの適正・安定処理継続のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要」と言う。一般論として「その通り」だろう。</p> <p>①そうである以上、すでに契約してしまっているから神戸市施設での焼却はするとしても、トータルに考えての、「コスト削減」「CO2削減」になるかどうかの検証は絶対に必要だ（大型トラックでの輸送によるコストとCO2排出量など）。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>広域処理に伴い神戸市への処理委託料やごみ運搬費等が生じますが、本市単独で焼却施設を建設した場合と比較し財政効果として40%の支出抑制を見込んでいます。</p> <p>温室効果ガス削減については、神戸市の高効率な発電能力を持つ大規模焼却施設でごみ焼却による発電を行うと、本市単独で焼却施設を建設しごみ焼却の発電を行う場合と比較すると、約2倍のCO2フリー電力を外部へ供給することが可能となり、電力需要を抑制し、他の発電を抑制することから、大型車両によるごみ運搬に伴い排出される温室効果ガスを考慮しても、環境面において大きな効果があります。</p>
16	その他		<p>ここからが「狭い意味」での本件に対する意見だ。</p> <p>「将来的なごみの適正・安定処理継続のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要」と言う。一般論として「その通り」だろう。</p> <p>④神戸の施設も、いずれは更新の時期を迎える。</p> <p>その際の芦屋市の負担に備えるのか？それとも再び芦屋市独自の施設整備に備えるのか？中・長期的な展望を持つべきだろう。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>神戸市の焼却施設に建替え等があった場合、その時点の本市のごみ量に応じた処理能力分の建設費を負担することとなります。</p>
17	その他		<p>今回のパブコメは、施設計画の項目など非常に細かく専門性が必要なことが多く、市民レベルではそういう点についての意見は出しにくいのではないだろうか？私だけかもしれないが・・・。</p> <p>ごみ処理については、芦屋市がどれだけごみを減らしたいと思いつき取り組んでいるのかなど、その本気度がなかなか伝わらない。</p> <p>雑がみの資源化にしても生ごみの削減にしても、もっと日常的に市民の目につくレベルでの情報発信が必要ではないだろうか？今回のテーマとは違うかもしれ</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）において、ごみ排出量の削減に向けた3つの重点取組みとして、①指定ごみ袋の導入②紙ごみの資源化③リサイクルの推進を掲げ、さまざまな施策展開を図ってきています。</p> <p>現在、本一般廃棄物処理基本計画の見直し作業を進めているとこ</p>

			ないが、環境・ごみ処理施設というテーマ、せつかくの機会であるので意見として述べたい。	ろであり、市民・事業者等に対する周知・啓発が徹底できるよう手法等の検討を進めます。
18	その他		<p>市内にごみ処理施設を持たない自治体になり、天災などの万が一の事態の折、ごみ処理が滞ることもある。</p> <p>また、神戸市との連携が薄れた際には、ごみ処理の方法を考えねばならず、中長期的に見た場合は賢い判断ではないと言えるのではないかと。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>地震等発災時におけるごみ処理については、国・県を通じ他の自治体と連携し広域処理することとなります。本市では民間企業とも災害廃棄物の処理に関する協定を締結していますので、本市独自でも処理できる体制を整えています。神戸市との広域処理を開始後も、より安定したごみ処理体制を構築してまいります。</p> <p>中・長期的な展望を踏まえた上で、令和7年3月、本市と神戸市との間で、可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しています。ご理解をいただきたいと考えます。</p>
19	その他		<p>私の家は、地震に弱いから何度もパブリックコメントに応募してきました。だから何度もパブリックコメントに応募して、家を地震に強くする計画について、意見をしても全然、市は対応してくれませんでした。</p> <p>さっき市のホームページを見たら、耐震の計画期間が、突然延長されていました。前までは、「先月に」この計画は終わると書いてたのに。勝手に延長されます。市長や議員の皆さんは知っていましたか？私の周りには、古い家しかないのに。</p> <p>なぜ、私たち市民意見を聞かずに、勝手に延長したのか？市長がそれを勝手に決めたとしたら、ひどい話ですね。</p> <p>計画を作るのに、大学教授などの専門家の意見を聞きましたか？市民の意見は無視されています。この問題はずっと追及しないとイケません。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>耐震対策につきましては、「芦屋市耐震改修促進計画」において定めていた住宅の耐震化率の目標値である98%を達成したものの、いまだ耐震化されていない建築物もあることから、同様の取組を継続していくために計画期間を延長しています。</p>

20	その他		<p>何度もパブリックコメントに応募して、家を地震に強くする計画について、意見しても全然、市は対応してくれません。</p> <p>耐震の計画(耐震改修計画)については、なぜ市民の意見を聞かないのですか？なぜパブリックコメントをしないのか？市民目線で、分かりやすく理由を教えてください。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例第6条第1項第1号の規定に定める「市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更」に計画期間の延長は該当しないことから、パブリックコメントを実施しておりません。</p>
21	その他		<p>耐震計画については、勝手に専門家の意見を聞かずに延長されています。県では、“住宅や建築物の耐震化を計画的に進めるため、「兵庫県耐震改修促進計画」を改定することとしており、改定案について、令和8年2月6日から2月26日まで県民の皆さんからの御意見・御提案の募集を行ったところ、1件の御意見をお寄せいただきました。提出いただいた御意見等の概要とこれに対する県の考え方及び最終決定した「兵庫県耐震改修促進計画」を下記のとおり発表いたします。”兵庫県では、市民の意見を聞いていることが判明しました。県ではなぜ意見募集をしたのに、市の計画は、何もされていません。なぜですか？誰が計画の延長を決めたの？</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>兵庫県においては未だ住宅の耐震化率が91.7%であることもあり、パブリックコメントを実施した上で計画の改定を行っていますが、当市においては住宅の耐震化率の目標値である98%を達成したものの、いまだ耐震化されていない建築物もあることから、同様の取組を継続していくために計画期間を延長しています。</p> <p>芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例第6条第1項第1号の規定に定める「市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更」に計画期間の延長は該当しないことから、パブリックコメントを実施しておりません。</p>